遺骨を所持しない人も対象に

市営墓地を特別分譲します

問い合わせは　**公園緑地課**　☎ 898-6845

嶺公園の移転墓地と亀泉霊園の返還墓地を分譲します。応募多数の場合は抽選。遺骨を持っていない65歳以上の人も申請できます。

対象＝市内在住で次の全てを満たす人。①遺骨を所持しているか、申請時に満65歳以上で遺骨を所持せず承継予定者の同意が得られる②他に墓地を所有していない③使用料などを期日までに納付できる④使用許可後３年以内に規格に合った墓碑などを設置できる⑤申込者本人が使用する

区画数・分譲価格など＝下表のとおり

市営墓地の特別分譲			
	区画数	分譲価格	年間管理料
嶺公園移転墓地Ａブロック	73	8万1,000円～58万2,000円	740円～4,490円
亀泉霊園	19	15万2,000円～60万5,000円	1,400円～4,680円

申し込み＝２月４日(月)～20日(水)に市役所公園緑地課へ直接

亀泉霊園の墓地

全て排出基準値以下です

ダイオキシン類濃度を測定

問い合わせは　**清掃施設課**　☎ 223-5315

市内の各清掃工場と最終処分場で、ダイオキシン類濃度測定を行いました。結果は下表のとおりです。全て法律に定める排出基準値以下でした。

清掃工場及び最終処分場のダイオキシン類測定結果			
施設名	項目	測定結果	基準値
六供清掃工場	排ガス	0.00047ng-TEQ/㎥N	1ng-TEQ/㎥N
	焼却灰	0.000022ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
	飛　灰	0.10ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g＊
	排　水	0.00086pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L
亀泉清掃工場	排ガス	0.018ng-TEQ/㎥N	1ng-TEQ/㎥N
	焼却灰	0.0021ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
	飛　灰	0.69ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
大胡クリーンセンター	排ガス	0.10ng-TEQ/㎥N	5ng-TEQ/㎥N
	焼却灰	0.0046ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
	飛　灰	2.1ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g＊
荻窪最終処分場	浸出水処理施設放流水	0.0026pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L
	地下水	0.030pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L
前橋市最終処分場	浸出水処理施設放流水	0.000028pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L
	地下水	0.029pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L
堀越埋立地	浸出水処理施設放流水	0.00025pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L
	地下水	0.030pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L
富士見最終処分場	浸出水処理施設放流水	0.000094pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L
	地下水	0.029pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L

＊六供清掃工場、大胡クリーンセンターは既設炉で薬品処理を行っているため、飛灰の基準（3ng-TEQ/g）の適用が猶予されている。
※地下水は、実測値が検出下限値以上の場合はそのまま、検出下限値未満の場合は検出下限値の1/2を用いて算出した数値。※1ngとは、10億分の1g。※1pgとは、1兆分の1g。※TEQとは、ダイオキシン類の毒性の強いものに換算した量。※1㎥Nとは、標準状態（1気圧、摂氏0℃）の1㎥に換算した単位。

必ず受検してください

特定計量器の定期検査

問い合わせは　**計量検査所**　☎ 255-2218
（**当日は☎ 080-1227-5544**）

城南支所・各市民サービスセンター管内を対象に、特定計量器の定期検査を行います。計量器を取引や証明に使用している人は必ず受検してください。指定日に受検できない場合は、計量検査所や他の会場でも受検できます。

なお、廃業などで計量器を使用しなくなった場合は、連絡してください。

日時・会場など＝下表のとおり

特定計量器定期検査			
期日		会場	時間
2月	19日(火)	元総社市民サービスセンター	午前9時30分～正午、午後1時～4時
	20日(水)	下大島町公民館(下大島町)	
	22日(金)	上川淵市民サービスセンター	
	26日(火)	桂萱市民サービスセンター	
	27日(水)		
	28日(木)	南橘市民サービスセンター	
3月	4日(月)	永明市民サービスセンター	
	5日(火)	芳賀市民サービスセンター	
	7日(木)	計量検査所	
	11日(月)	東市民サービスセンター	
	13日(水)	城南支所	
	18日(月)	下川淵市民サービスセンター	

※全ての地域を対象に、3月14日(木)・15日(金)・19日(火)も計量検査所で検査を行います（検査時間は同じです）。

さまざまに描かれる「道」

収蔵美術展を開催します

問い合わせは　**文化国際課**　☎ 230-1144

本市で所蔵する美術作品を一般公開する収蔵美術展を開催します。

今回のテーマは「はじまる道」。都市と都市をつなぐ道や人々の往来、街に集う人々など、道にまつわる作品を紹介します。

日時＝２月16日(土)～３月17日(日)（月曜を除く）、午後１時～５時（土日曜は午前10時から）

会場＝ミニギャラリー千代田（千代田町二丁目）

■ワークショップ「絵画×音楽」

作曲家・野村誠さん指導のもと、収蔵美術品を楽譜に見立てて、その場で作曲にチャレンジします。

日時＝２月23日(土)①午後１時～３時②午後４時～６時

用意する物＝楽器か音の出る物

対象＝小学生以上、各15人（抽選）

申し込み＝２月15日(金)までにハガキで。氏名（ふりがな）・住所・電話番号・年齢・Ｅメールアドレスを記入し、市役所文化国際課「作曲ワークショップ係」へ。または✉bunka@city.maebashi.gunma.jpで

横堀角次郎「代々木風景」

災害時の情報発信

東京都練馬区と連携

問い合わせは　**市政発信課**　☎ 898-5838

東京都練馬区と災害時に行政情報を相互に発信するための覚書を締結しました。これにより地震や洪水などの大規模災害時に本市のホームページが閲覧できなくなった場合、練馬区のホームページで本市の被害状況やライフライン、避難所などの情報を発信します。また、練馬区のホームページが災害によって閲覧できなくなった場合は、本市が練馬区の情報を発信します。

4月から仮徴収を

国保税の特別徴収を実施

問い合わせは　**国民健康保険課**　☎ 898-6250

国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）を行います。仮徴収税額は平成24年度の税額を基に算出します。

対象＝次の全ての要件を満たす人。①世帯の国保加入者が全員65歳以上74歳未満②世帯主が国保加入者③世帯主の年金受給額が年額18万円以上④介護保険料との天引き合算額が年金受給額の２分の１を超えない

徴収月＝下表のとおり

■納付方法の選択

対象者は普通徴収（口座振替による納付）も選べます。希望する人は、「国民健康保険税納付方法変更申出書」を市役所国民健康保険課か各支所へ提出してください。

新規に口座振替を希望する人や口座の変更を希望する人は、別途市役所収納課か金融機関への申し込みが必要です。なお、納付書払いへの切り替えはできません。

国民健康保険税納期一覧		
対象	仮徴収	本徴収
平成24年度特別徴収の人・昨年４月２日～10月１日に要件を満たした人	４・６・８月	10・12・来年２月
昨年10月２日～12月１日に要件を満たした人	６・８月	
昨年12月２日～ことし２月１日に要件を満たした人	８月	

※仮徴収額＝〈現在特別徴収の人〉２月に徴収した税額と同額。改めて仮徴収税額をお知らせすることはありません。〈昨年４月２日～ことし２月１日に要件を満たした人〉徴収開始月の上旬に送付する「国民健康保険税特別徴収開始兼仮徴収額決定通知」に記載